

を現候は知らしめんとするものである。

実行方法

一 同盟本部内に消費組合組織運進委員会を設け其の指導等と連絡の七と各組合に及ぶ同友的に消費組合を設置せしめること 猶既設組合の連絡を計り此れが全国的統制を速進せしむること

二 所屬組合支部は右委員会の指導と連絡の七とに消費組合組織の準備をなすこと

三 消費組合の利益の一部は原則として組合の財政的援助をうけむることと実行に際して力説し其の他具体的方法は運進委員会にて論ずること

以上

一九二九、一〇 六 製紙労働組合工友会提出

日本労働同盟運動方針大綱

昭和四年三月六日
同盟本部 制定